

昭和四十六年政令第二百五号

海洋水産資源開発促進法施行令

内閣は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第一項、第九条第一項、第二十条第一項及び第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（基本方針）

第一条 海洋水産資源開発促進法（以下「法」という。）第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（沿岸水産資源開発区域における行為の届出を要しない者）

第二条 法第九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 市町村
- 二 独立行政法人水資源機構
- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四 東日本高速道路株式会社
- 五 中日本高速道路株式会社
- 六 西日本高速道路株式会社
- 七 本州四国連絡高速道路株式会社
- 八 地方道路公社
- 九 第二号から前号までに掲げるもののほか、その業務が国又は都道府県の事務又は事業と密接な関連を有する法人で農林水産大臣が指定するもの

（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要しないもの）

第三条 法第九条第一項第一号の政令で定める海底の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七条第一項の開發計画（以下「開發計画」という。）に基づいて行う海底の形質の変更
- 二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項の保護水面の管理計画（以下「管理計画」という。）に基づいて行う海底の形質の変更
- 三 地質調査のための試験材料の採取に必要な海底の掘削
- 四 鉱業法（昭和二十五年法律二百八十九号）第六十三条第一項の規定により届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の認可を受けたものとなされた施業案を含む。）の実施に係る鉱物の掘採（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の認可を受けたものとなされた施業案を含む。）の採（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の出資を受けて行う石油又は可燃性天然ガスの試掘以外の石油又は可燃性天然ガスの掘採を除く。））
- 五 法第五条第一項又は第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた海底の形質の変更
- 六 次条第二号から第八号までに掲げる行為をするために必要な海底の形質の変更

（沿岸水産資源開発区域における行為で届出を要するもの）

第四条 法第九条第一項第二号の政令で定める行為は、施設又は工作物（以下「施設等」と総称する。）の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のものとする。

- 一 開發計画又は管理計画に基づいて行なう施設等の新設、改修又は増設
- 二 漁業を営むために必要な施設等の新設、改修又は増設
- 三 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設等又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設等の新設、改修又は増設
- 四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十条第一項の海底線路の新設、改修又は増設
- 五 海面の埋立て又は干拓の工事を行なうために必要な施設等の新設、改修又は増設
- 六 前条第三号又は第四号に掲げる行為をするために必要な施設等の新設、改修又は増設
- 七 法第五条第一項又は第六条第一項の規定により、沿岸水産資源開発区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた施設等の新設、改修又は増設
- 八 非常災害のために必要な応急措置として行なう施設等の新設、改修又は増設

（指定海域及びその管轄行政庁）

第五条 法第十二条第一項の政令で指定する海域（以下「指定海域」という。）は、別表のとおりとする。

2 宗谷・網走沖海域、道東沖海域、宗谷・留萌沖海域、石狩・積丹沖海域及び駿河湾・金州ノ瀬海域以外の指定海域を管轄する行政庁は、農林水産大臣とする。

（指定海域における行為で届出を要するもの）

第六条 法第十二条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為（同項の規定により、指定海域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為を除く。）とする。

- 一 石油又は可燃性天然ガスの掘採（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の出資を受けて行う石油又は可燃性天然ガスの試掘を除く。）
- 二 土石の採取又は除去であつて、次に掲げる行為以外のもの
 - イ 地質調査のための試験材料である土石の採取
 - ロ 次号イ又はロに掲げる行為をするために必要な土石の採取又は除去
- 三 施設等の新設、改修又は増設であつて、次に掲げる行為以外のもの
 - イ 第三条第四号又は前号イに掲げる行為をするために必要な施設等の新設、改修又は増設

口 第四条第二号から第五号まで又は第八号に掲げる行為

(資源管理協定の認定の基準)

第七条 法第十四条第一項第四号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 資源管理協定の対象となる漁業の種類ごとに当該資源管理協定の対象となる海域において当該資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者の相当部分が当該資源管理協定に自ら参加し、又は当該資源管理協定に参加している団体の直接若しくは間接の構成員となつてゐること。

二 法第十三条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の内容が資源管理協定に参加している漁業者団体等（漁業を営む者又はその団体をいう。以下同じ。）に過重な負担を課するものでないことその他妥当なものであること。

(資源管理協定の認定手続)

第八条 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により資源管理協定の認定をしようとする場合、次項の規定により意見を述べようとする場合又は第十一条第二項の規定による協議に応じようとする場合において、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に漁業権に係る漁業が含まれるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

2 農林水産大臣は、法第十四条第一項の規定により資源管理協定の認定をしようとする場合において、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十七条に規定する大臣許可漁業又は同法第一百九条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業（第十一条において「大臣許可漁業等」という。）以外の漁業が含まれるときは、当該資源管理協定の対象となる海域の全部又は一部を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により資源管理協定の認定をしたときは、農林水産大臣並びに前項の都道府県知事及び当該資源管理協定に参加している漁業者団体等の住所地を管轄する都道府県知事（次項において「関係都道府県知事」と総称する。）にその内容を通知するものとする。

4 農林水産大臣は、法第十四条第一項の規定により資源管理協定の認定をしたときは、関係都道府県知事にその内容を通知するものとする。

(認定資源管理協定の変更等)

第九条 認定資源管理協定に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定において定めた事項について変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

2 法第十四条第一項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 行政庁は、認定資源管理協定の内容が法第十四条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つた場合には、法第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

4 認定資源管理協定に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 前条の規定は第一項の変更の認定及び第三項の認定の取消しについて、前条第三項及び第四項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について準用する。

(農林水産省令への委任)

第十条 前二条に定めるもののほか、資源管理協定の認定（資源管理協定の変更の認定を含む。）及びその取消し並びに資源管理協定の廃止に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(都道府県が処理する事務)

第十一条 法第十八条第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 法第十三条第一項並びに第九条第一項、第三項及び第四項に規定する行政庁の権限に属する事務のうち、資源管理協定の対象となる海域が二以上の都道府県知事の管轄に属し、かつ、当該資源管理協定の対象となる漁業の種類に大臣許可漁業等が含まれない場合に関するもの 当該資源管理協定の対象となる海域を最も広くその管轄する海域を含む都道府県知事

二 法第十五条に規定する行政庁の権限に属する事務のうち、認定資源管理協定の対象となる海域において認定資源管理協定の対象となる種類の海洋水産資源を利用する漁業を営む者（大臣許可漁業等により利用するものを除く。）又はその団体であつて認定資源管理協定に参加していないものに対して行うあつせんに関するもの 当該認定資源管理協定の対象となる海域を管轄する都道府県知事

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

附 則 (昭和五三年六月二七日政令第二六〇号) 抄

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

附 則 (昭和五三年六月二七日政令第二六〇号) 抄

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月二日政令第三六五号)

この政令は、海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律(平成二年法律第六十八号)の一部の施行の日(平成二年十二月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二日政令第四一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二日政令第四三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二年三月二日政令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二七日政令第二九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月二四日政令第三一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月一〇日政令第三九七号) 抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月二五日政令第四四三号)

この政令は、法第三条の規定の施行の日(平成十五年十月二日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二五日政令第五五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二年二月六日政令第二〇号)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、別表駿河湾・金洲ノ瀬海域の項の改正規定中「同県清水市」を「同県静岡市」に改める部分は公布の日から、同項の改正規定中「同県

榛原郡」を「同県御前崎市」に改める部分及び同表若狭湾海域の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月二四日政令第五九号)

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二年七月一六日政令第二三五号)

この政令は、平成十六年八月一日から施行する。ただし、別表遠州灘・志摩沖海域の項及び熊野灘海域の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年一〇月六日政令第三〇一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年七月六日政令第二〇三号) 抄

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二年一月二五日政令第一五号)

この政令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二年二月二六日政令第四一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年一月二十一日)から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二二七号) 抄

